

函館市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 1 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 4 5 号

函館市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

函館市認可地縁団体印鑑条例（平成 5 年函館市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「第 1 9 条第 1 項第 1 号ト」を「第 1 8 条の 3 第 1 項第 7 号」に改める。

第 5 条第 1 号中「第 2 1 条第 2 項」を「第 1 8 条の 3 第 1 項（同条第 2 項および第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は，令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。